

NHKおよび関連団体における 番組制作委託取引の 適正化の取り組み

2017.2.24

ガイドラインの順守

「放送番組の制作に関する番組制作会社と の取引基準」

(H21制定 H23,H24,H26,H27,H28改定)

http://www.nhk.or.jp/kikakubosyuu/documents/nhk_torihikikijyun20170210.pdf

- 「演出委託」
- 「外部一部委託」
- 「外部制作委託」

外部制作委員会の設置

- 編成局長をトップに、制作部局や編成局、法務部、著作権部など17名で構成
- 疑義がある場合の相談窓口を常設
(連絡先はホームページで公開)

<http://www.nhk.or.jp/kikakubosyuu/gaibu.html>

ATPとの定期協議

- 年3回～4回開催
- ATP側は理事の方々など5名
NHK側は制作・編成・著作権部局など7名
- 課題を共有し、解決を目指す

下請け法・独禁法の勉強会

- 業務委託説明会

NHK職員、NHKグループ社員の委託業務
担当者を対象に毎年6月開催

- 下請け法・独禁法の勉強会

公取「実態調査報告書」総務省「フォローアッ
プ調査結果」を受け、委託業務担当者に加え、
提案採択部局や地方局でも開催